

枚方市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月29日

枚方市

監査委員	勝山武彦
監査委員	久野邦広
監査委員	前田富枝
監査委員	榊田義則

記

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市上下水道事業管理者 西尾 和三

平成25年3月25日付け上下水経第479号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成25年3月26日

3. 監査の結果に関する報告

平成24年12月28日付け枚監査第182号

「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《水道部 上下水道経営課》

○水道事業会計及び下水道事業会計の財務に関する事務の執行状況について

上下水道経営課の金庫内に会計帳簿（財務システム）と一致しない現金（簿外現金）が認められた。これらは過年度における過剰金で、本来、適時・適切な会計処理をすべきところであった。今後は、会計帳簿と一致しない現金が再び発生することのないよう、適正な公金の管理体制へと改善

するよう指摘する。

(2) 措置内容

ご指摘の過剰金につきましては、枚方市上下水道局会計規程第25条第3項に基づき、平成24年10月3日付で一時仮受金として処理をし、平成24年10月31日付で、ペットボトル水販売収益（雑収益）として収入しました。

今回のご指摘以降は、保管現金を、現金出納締めの際に収益及び釣銭の合計と照合し、不明現金がないことを複数の職員で確認するとともに、現金残高確認書と会計帳簿上の現金残高を突合するなど、実際の現金と帳簿上の残高とに差異が生じないように、チェック体制の強化を図っています。